

別表4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
 (平成5年3月29日環水規第51号環境庁
 水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
 果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数点第2位以下を切捨て、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁迄	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1以下~10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下~8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下~100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量(DO)	2以上~7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下~5,000以下	1.8E00	2	1(指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下~1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下~0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下~0.03以下	0.005	2	3	<0.005
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
健康項目	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	ふつ素	0.8以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計 10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
要監視項目	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
特殊項目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1
一般項目	トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004
	気温	—	—	2	1	—
	水温	—	—	2	1	—
	流量	—	—	2	2	—
	採取水深	—	—	2	1	—
	全水深	—	—	2	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
塩分	—	—	2	1	—	

単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (℃)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l)
上記及び pH 以外は (mg/l) である。

2 地 下 水

『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日付け環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分 \ 項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。	
	② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	pHの小数点第2位以下は切捨て、第1位までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2桁	3桁まで	<0.005
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	P C B	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	
セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002	
硝酸性窒素	計 10 以下	0.01	2	2	<0.01	
亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01	
ふっ素	0.8 以下	0.1	2	1	<0.1	
ほう素	1 以下	0.1	2	1	<0.1	
要監視項目	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	アンチモン	—	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	1	—

注) 1 単位 : mg/l

2 要監視項目については指針値